

ならちゅうしん経営研究会 例会報告

第 339 回 研究会

日 時 令和元年 11 月 20 日(水) 午後 4 時 ~ 午後 5 時 45 分
場 所 奈良中央信用金庫 3 階 ホール
講 師 増田葉子社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
増田 葉子 氏
テーマ 「働き方改革」セミナー
働き方改革関連法施行元年における
～中小企業を取り巻く環境について～
共 催 公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団
(略称/日本フルハップ)

今回の研究会は、公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（略称/日本フルハップ）様との共催で、特定社会保険労務士・キャリアコンサルタントの増田葉子氏を講師にお招きして、「働き方改革」をテーマに、ご講義を頂きました。

講義の前に、日本フルハップ近畿支局の黒川課長より日本フルハップの補償内容、各種助成制度について説明を頂きました。『街の社長さんを応援します』をキャッチコピーに、月額 1,500 円の会費で中小企業者の経営に役立つ様々なサービスを受けることが出来る制度ですので、是非ともご活用ください。

2019年4月より「働き方改革関連法」が順次施行されております。今回のセミナーでは増田先生より、有給休暇の確実な取得の義務付けや時間外労働時間の上限規制などについて、企業が取り組むべきポイントを分かり易く、ご講義頂きました。

最初に、働き方改革に対する取組みを放置した場合のリスクについて、解説を頂きました。コンプライアンス問題、行政や司法による取締の強化、人材採用に与える影響、労働訴訟等、さまざまなリスクに晒されることになり、法律の施行を契機に経営の見直しに取り組むべきであるとお話しでした。

続いて働き方改革関連法の内容について、中小企業への適用スケジュールに沿って解り易く解説頂きました。2019年4月より①年5日の有給休暇取得義務化②労働時間の把握義務、2020年4月より③時間外労働の上限規制、2021年4月より④不合理な待遇差の禁止、2023年4月より⑤月60時間超残業の割増賃金と順次対応が必要となっていきます。また、労働基準監督署による違反摘発事例や当局の監督方針なども説明頂き、労働調査を回避するための態勢整備や、実際に労働調査を受けることになった場合の対処方法などを教示頂き、とても実務に役立つお話しでした。

働き方改革は最大の経営課題であり、経営トップの強い意志により取り組むべきものです。全面的に労務管理改革を行い、労働条件を見直すと共に仕事の断捨離を行い、業務内容を見直すことで、働きやすい職場となり、従業員のモチベーションが上がり、生産性が向上し業績アップに繋がります。最後に、「ピンチをチャンスに変えて魅力のある会社を作りましょう」とのお言葉で講義を締めました。

今回のテーマは、会員の皆様の会社にとっても、最大の経営課題であり、緊急性が高く悩ましい問題ですので、講義が終ってからでも、多くの質問が寄せられました。増田先生、貴重なご講義をありがとうございました。

以 上



講師 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 増田 葉子氏